第九十六条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この章の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家であって、当該投資家及びその投資財産に関し、この章の規定及びこの協定の関係する他の規定に基づく義務の違反の疑いを理由とする、又はその違反の疑いから生ずる損失又は損害を被ったものとの間の紛争をいう。

2　この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）内の行政的又は司法的な手続による解決を求めることを妨げるものと解してはならない。ただし、紛争投資家は、当該投資紛争を4に規定する国際的な調停又は仲裁のいずれかによる解決のため付託した場合には、司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関における当該投資紛争の解決のための手続を開始することができない。

3　投資紛争は、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

4　紛争投資家からの書面による協議又は交渉の要請があった日から六箇月以内に、投資紛争がそのような協議又は交渉により解決されない場合には、当該紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（以下「ICSID条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b)　投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁。ただし、ICSID条約が両締約国間で効力を有しない場合に限る。

(c)　国際連合国際商取引法委員会の調停規則による調停又は国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁

(d)　紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5　適用される調停又は仲裁の規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する調停又は仲裁を規律する。

6　紛争投資家が、司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関において投資紛争の解決のための手続を開始している場合には、当該紛争投資家は、当該投資紛争を4に規定する国際的な調停又は仲裁に付託することができない。ただし、当該手続の開始の日から三十日以内に当該手続を取り下げる場合には、当該紛争投資家は、当該投資紛争を当該国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

7　4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争が付託される少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a)　当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

(b)　当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定に基づくいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c)　4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が適用するために選択するもの

(d)　当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

8　各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であって、当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

(a)　(b)の規定による同意及び紛争投資家による投資紛争の調停又は仲裁への付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。

(b)

(i)　紛争の両当事者の書面による同意に関するICSID条約第二章の規定及び投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(ii)　書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

9　8の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への投資紛争の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

10　6の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払又は投資紛争の実質的な解決を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

11　4の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、12の規定の要件に従うことを条件として、4(a)又は(b)に規定する仲裁の場合には投資紛争解決国際センターの事務局長に対し、4(c)又は(d)に規定する仲裁の場合にはハーグの常設仲裁裁判所の事務総長に対し、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

12　第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、日本国の国民又はインドの市民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによっても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあってはならない。

13　仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において行う。

14　4の規定により設置される仲裁裁判所は、この章の規定及びこの協定の関係する他の規定並びに関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

15　紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a)　仲裁に付託された投資紛争についての書面による通知（当該投資紛争が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出された全ての主張書面の写し

16　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この章及びこの協定の関係する他の規定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

17　仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じ、又は1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

18　仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a)　紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この章及びこの協定の関係する他の規定に基づく義務に違反したか否かに関する決定並びに当該決定の根拠及び理由

(b)　違反があった場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)の一方又は双方に限られる。

(i)　損害賠償金及び適当な利子の支払

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。